

スパッシュランド しろいし

7月の休館日 6・13・20日
開館時間 10:00～20:00
最終入館 19:00 ☎29-2326

■夏休みはスパッシュランドへ
夏休み期間の7月21日(木)から8月23日(火)まで、休まず営業！
※小・中学生は夏休み期間中、平日もA Z 9パスポートを利用できます。

■無料送迎バス夏休み運行時間(月～金)
【行き】

①9:45市役所前→9:50白石駅前→9:55ふれあいの館前→スパ着

②10:30白石駅前→10:35第二小学校前→10:40市役所前→10:45ふれあいの館前→スパ着

③13:20白石駅前→13:25第二小学校前→13:30市役所前→13:45ふれあいの館前→スパ着

【帰り】

①13:00スパ発→ふれあいの館前→市役所前→第二小学校前→白石駅前

②16:00スパ発→ふれあいの館前→市役所前→第二小学校前→白石駅前



白石城

7月の休館日 無休
開館時間 9:00～17:00 ☎24-3030

■白石城月の宵祭り

白石城天守閣と武家屋敷を夜間オープンします。天守閣や武家屋敷から眺める風情ある月をお楽しみください。

●日時 7月23日(土)・24日(日)
19:00～21:00 入場無料

■戦国武将ライブin白石城

白石城月の宵祭りに併せて、本丸広場に特設ステージを設置。時代絵巻アーティストの柳瀬式さんの「戦国武将ライブin白石城」を開催します。オリジナル曲の披露など、お楽しみいただける内容ですので、ぜひ皆さんお越しください。

●日時 7月23日(土)19:00～21:00

ホワイトキューブ

7月の休館日 6・13・20・27日 開館時間 9:00～21:45 ☎22-1290

■タニケンのファミリーコンサート チケット絶賛発売中！



NHKEテレ「フックブックロー」でおなじみのけっさく君役、谷本賢一郎が白石にやってきます。

子どもが楽しめる曲から、親子の絆を深める曲までみんなが楽しめる内容です！

ぜひ、お子さま、お孫さんと楽しみながら絆を深めませんか？

●日時 8月27日(土) 14:00開演(13:30開場)

●料金 全席指定一般 2,000円
中学生以下 1,000円

■NHK交響楽団メンバーと日本のトップアーティストによる共演

～名曲の旅コンサート～

豪華メンバーによる演奏が聴ける大変貴重なコンサートです。クラシックが初めてという人も楽しめるように「クラシックの楽しみ方」や「名曲の聴きどころ」などトークを折り混ぜながら名曲の旅へとご案内します。

●日時 8月7日(日)14:00開演(13:30開場)

●料金 全席指定一般 1,000円、
学生 500円

●チケット販売(共通)
ホワイトキューブ、山田楽器店、企画情報課ほか

■ミニバスケットボール教室 生徒募集
市内小学生を対象に、バスケットボール教室を開催しています。

興味のある方はぜひ一度体験練習に来てみてください！

●対象 市内小学生男女

●活動日時 毎週月・木・土
18:30～20:30



●日時 7月30日(土)、13:00～15:00、
17:00～19:00(2回公演)

●脚本・演出 北林佐和子氏

●監修 北川央氏

●出演 鳴海じゅん(元宝塚歌劇団)、
桜花昇ぼる、沙月梨乃(元O S K日本歌劇団)

●料金 全席指定 前売り4,500円、
当日5,000円

●チケット販売 ホワイトキューブ、
チケットぴあ、ローソンチケット
※ホワイトキューブで追加チケット
絶賛発売中！

■7月のイベント情報

【白刈地区PTA連合会家庭バレーボール大会】

●日時 7月3日(日)

【サカイカラオケ発表会】

●日時 7月10日(日)

【第56回総合体育大会兼親善卓球大会】

●日時 7月9日(土)・10日(日)

【JA共済アンパンマン交通安全キャラバン】

●日時 7月16日(土)

【全日本Jr新体操選手権宮城県予選】

●日時 7月17日(日)

【第65回県中総体バスケットボール競技】

●日時 7月23日(土)・24日(日)

【東中PTA親子バレーボール大会】

●日時 7月30日(土)

【家庭バレーボール市長杯】

●日時 7月31日(日)

アリーナー般開放・トレーニング
ルーム開放日程は、ホームページもしくは
キューブ窓口までお問い合わせください。
<http://www.shiro-f.jp/whitecube>

「介護保険料決定通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書」 「国民健康保険(国保)税納税通知書」を送付します

☎税務課 ☎22-1313

■介護保険料(7月初旬発送)

●平成28年度の保険料額
前年の合計所得金額等により決定
します。

介護保険料額	対象者
第1段階 年額 27,500円 (基準額×0.45)	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 で世帯全員が市民税 非課税 ・世帯全員が市民税非 課税、かつ本人の前 年の合計所得金額と 課税年金収入額の合 計が80万円以下
第2段階 年額 45,900円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市民税非 課税、かつ本人の前 年の合計所得金額と 課税年金収入額の合 計が120万円以下
第3段階 年額 45,900円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市民税非 課税、かつ本人の前 年の合計所得金額と 課税年金収入額の合 計が120万円超
第4段階 年額 55,000円 (基準額×0.9)	・市民税課税世帯で、 本人は市民税非課税 で前年の合計所得金 額と年金収入の合計 が80万円以下
第5段階 年額 61,200円 (基準額)	・市民税課税世帯で、 本人は市民税非課税 で第4段階以外
第6段階 年額 73,400円 (基準額×1.2)	・本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額 が120万円未満
第7段階 年額 79,500円 (基準額×1.3)	・本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額 が190万円未満
第8段階 年額 91,800円 (基準額×1.5)	・本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額 が290万円未満
第9段階 年額 104,000円 (基準額×1.7)	・本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額 が290万円以上

年金天引き(特別徴収)の方のうち、10月以降分の天引き額を均等に
するために、8月天引き分を変更し
調整している場合があります。

■後期高齢者医療保険料(7月中旬発送)

●平成28年度の保険料額
限度額 57万円(変更なし)
均等割額 42,480円(改正前42,960円)
所得割率 8.54%(改正前8.56%)

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に
応じて保険料が軽減されます。
また、社会保険(建設国保などは

除く)の被扶養者だった方も軽減が
適用され、あらかじめ軽減された保
険料で送付されます。

●納付方法

保険料の納め方は、年金天引き
(特別徴収)、あるいは納付書や口座
振替(普通徴収)があります。年金
天引きとなっている方でも、条件を
満たしていれば、申し出により口座
振替に変更できます。

■国民健康保険税(7月中旬発送)

●平成28年度の保険税額
限度額 89万円(改正前85万円)
医療給付費 54万円(52万円)
後期高齢支援金 19万円(17万円)
介護納付金 16万円(変更なし)

税率など

	医療分	後期支援	介護分
所得割率	6.80%	2.10%	1.80%
均等割額	22,800円	7,200円	8,400円
平等割額	22,000円	5,400円	4,200円

※資産割率は廃止されました。

●納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主
が国民健康保険の加入者でなくて
も、同じ世帯に国保加入者がいる場
合は、世帯主あてに納税通知書が届
きます。

●特別徴収と普通徴収

65歳以上74歳未満の加入者で構成
されている世帯の国保税は、世帯主
の年金から天引き(特別徴収)とな
る場合があります。

年度の途中で普通徴収から特別徴
収に切り替わることがあります。な
お、条件を満たしていれば、申し出
により口座振替に変更できます。

●年度の途中で世帯主が75歳となる
世帯の保険税の納付方法

前年度の保険税が年金天引き(特
別徴収)となっていた世帯で、今年
度中に世帯主が後期高齢者医療制度
に加入となる場合は、年金天引き
(特別徴収)が行われません。

普通徴収(納付書や口座振替)と
なりますので、ご注意ください。

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に
応じて税額が軽減されます(申請不
要)。ただし、対象者の中に1人で
も所得の申告をしていない方がいる
と、軽減が受けられない場合があり
ます。

また、国保から後期高齢者医療制
度に移行した方がいる場合は、経過
措置が適用されます。

※社会保険の被保険者本人だった方
が後期高齢者医療制度に移行した
ことにより、65歳以上の被扶養者
が国保に加入する場合は申請が必要
です。

●非自発的失業者軽減制度

倒産や解雇などによる離職者は、
軽減制度が適用されます。雇用保険
の特定受給資格者や特定理由離職者
で、離職日時点で65歳未満の方が対
象です。申請には、雇用保険受給資
格者証と印鑑が必要です。

「東京電力福島第一原発事故
により設定された避難指示区域
等に居住していた方」は、減免
期間が延長されました

平成27年度までに減免を受け
られていた方は、引き続き減免
が受けられます。申請の必要は
ありません。ただし、旧避難指
示解除準備区域等の上位所得層
の被保険者は、平成28年4月か
ら9月までの分が減免されます。

平成28年4月1日以降に新た
に被保険者となり、「原発事故
による避難」をされている方は、
新たに減免申請書等の提出
が必要となります。

●申請に必要なもの

①被災証明書など(原発事故に
よる避難であることがわかる
もの)

②印鑑
詳しくは、お問い合わせください。